

モビリティサービス提供実施委託業務 仕様書

1 業務名

モビリティサービス提供実施委託業務

2 業務目的

名古屋市昭和区鶴舞にあるスタートアップ支援拠点「STATION Ai」を起点としたモビリティサービスの提供。

3 業務の内容

(1) モビリティサービス提供計画の策定

県が提示する下記表「実施ポイント」に沿った形で、運行計画を策定すること。
運行計画を策定するにあたっては、現行の法制度（道路交通法、道路運送車両法等）を遵守すること。

[実施ポイント]

実施場所	・名古屋市
運行者	・本業務受託者
運行期間	・令和7年9月1日から令和8年3月31日の間で、準備期間、運行開始日及び運行終了日を設定すること。ただし、実際の運行開始日については、県と協議を行うこと。(現時点において納車日は未定。)。 ・運行日時は毎週月曜日から金曜日までの5日間（祝日、年末年始（12月29日から1月3日）除く）の午前8時から午後6時までを基本とし、県と協議の上、ニーズに応じた運行ダイヤとすること。 ※実際の業務は県が提供する車両の納車日から開始となるため、上記で設定した日数が減ることとなった場合、その日数に応じて契約金額を減額する。
運行車両	・県が提供するEV車両。（車両の長さ：約5m） ※手動運転を想定。 ※定員約20名・座席8席（ドライバー含む） ※車両は本業務で使用するために新たに納車されるものであり、別途指定される納車場所から、受託者の車両保管場所まで受託者の費用負担にて移動させること。 ・事業用ナンバー（貸切バス）にて運行すること。
経路	①基本経路 ・名古屋駅周辺からSTATION Aiの間の公道を走行し、一日あたり6往復以上運行すること。 ※名古屋駅周辺の発着場を確保すること。

	<p>※STATION Ai の発着場は STATION Ai 東側駐車場を想定。</p> <p>②実証事業経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は別途、本 EV 車両を用いてスタートアップ等との実証実験を行う予定（最大で3社×各1ヶ月以内を想定）であるため、実証期間中は各実証実験内容に応じ、①基本経路の中断・減便等を含め、名古屋市全域、一日当たり最大140km以内での運行をすること。 また、①②ともに県と協議の上、運行経路を定めること。 なお、運行経路を変更する場合も県と協議を行うこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び運行者にとって、利便性の高い乗車予約システム（既存システム可）を導入すること。 ・乗客へのアンケート調査等を行い、運行の改善等に努めること。 ・発着場にポスターを掲示する等利用者の利便性を高めること。掲示にあたっては、下記の自動運転運行事業との連携も図ること。 ・スタートアップ等との実証実験の計画実施やスタートアップ関連イベント等に協力すること。例：運行経路の変更・運行ダイヤの変更・実施中の運休、発着場の追加に関する提案等 ・県の自動運転運行事業との調整を行って実施すること。（運行経路、運行ダイヤの調整等） ・利用者からは運賃を徴収しないこと。 ・本 EV 車両の車両保管場所を用意すること。ただし、本 EV 車両の充電にあたり、STATION Ai 併設の充電設備を使用してもよい。（充電費用は本委託費に含める。） ・県の依頼する試乗対応、スタートアップ等との実証実験の情報発信に協力すること。

※「公道」とは、道路交通法（昭和35年6月法律第105号）第2条第1項で規定する「道路」の通称として用いている。

(2) モビリティサービス提供の実施

(1) で選定したルートにおいて、想定する運行形態（運行便数・運行経路・発着場等）を明らかにした上で運行を通じて実施すること。

運行の実施に際しては、関係法令、関係官庁の指導に準拠すること。

(3) 運行に係る成果報告書・運行日誌（様式任意）の作成及び報告

運行を通じて得た課題や対応策、運行実績について取りまとめること。

4 成果物

- ・ 成果報告書（1部）及びその電子データ（県の指定するデータ形式）

- ・ 運行日誌（1部）及びその電子データ（県の指定するデータ形式）
- ・ その他県と協議の上、県が指定するもの

5 納入場所

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課又は指定する場所

6 委託業務に当たっての留意点

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、成果物の著作物（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 採用された企画の実行に当たっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (5) 受託者は、賠償能力の確保がされた任意保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること。加入にあたっては、加入内容を県と協議すること。
- (6) 運行にあたって、事故が発生した場合は速やかに県に報告すること。また、各種法令に従い、救助活動や関係機関への報告を行うこと。
- (7) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (8) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しなければならない。
- (9) 本委託業務は、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用して実施することから、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務完了後は業務完了届のほか、速やかに実績報告書及び県が求める資料を提出しなければならない。
- (10) その他
 - ア 実施にあたって、関係法令に沿い、関係機関との調整を適正に行うこと。
 - イ 広報、取材への対応を適正に行うこと。